

## 新たな国土形成計画（全国計画）最終報告（原案）【第 3 部】

## 第 3 部 計画の効果的推進及び広域地方計画の策定・推進

第 1 章	計画の効果的推進	1
第 1 節	国土計画の推進と評価	1
第 2 節	地理空間情報の活用推進	2
（1）	地理空間情報の整備	2
（2）	地理空間情報の流通促進	2
（3）	地理空間情報の活用推進	3
第 3 節	国土利用計画との連携	3
第 2 章	広域地方計画の策定・推進	4
第 1 節	広域地方計画の役割	4
第 2 節	広域地方計画の基本的考え方	4
（1）	各広域ブロックの現況と課題	4
（2）	広域ブロック間の連携及び相互調整	8
第 3 節	北海道総合開発計画及び沖縄振興基本方針と国土形成計画との 連携	9
第 4 節	広域地方計画策定及び実施に当たって必要な検討事項	10

### 第3部 計画の効果的推進及び広域地方計画の策定・推進（原案）

第1部において、国土の基本構想として対流促進型国土の形成を示し、第2部において、国土の基本構想の実現のために必要な基本的な施策を示した。

これらの施策が相互の連携をもって実施されるよう、計画の実効性を高めるためには、計画策定後において、効率的かつ効果的な進行管理を行う必要がある。

また、広域ブロックにおいて、この全国計画を基本として、広域地方計画を策定し、独自の発想と戦略性を活かした国土形成を進めることが必要である。

第3部では、この計画の効果的推進のために必要な事項を定めるとともに、独自性のある広域ブロックの形成に向けて、広域地方計画の策定・推進に関する指針等を示すこととする。

## 第1章 計画の効果的推進

### 第1節 国土計画の推進と評価

#### （計画の推進）

第1部第2章の国土の基本構想を実現するため、第2部に示す分野別施策を総合的に実施する。また、計画の実効性を高め、推進する観点から、これらの施策に関し常に点検を行い所要の改善措置を講ずるものとする。

計画の推進に当たっては、まち・ひと・しごと創生長期ビジョンに基づくまち・ひと・しごと創生の施策と連携するとともに、社会資本整備重点計画、交通政策基本計画等の実施を通じて具体化する。

この計画は厳しい財政状況を踏まえつつ、様々な主体の参加を得て効果的に推進されなければならない。このため、国は国土の基本構想の実現に向け、様々な主体によって計画的かつ戦略的に実施すべき施策群について、重点分野における優先度と時間軸を設定しつつ具体的な推進方策を明らかにすることとする。また、国土審議会において、この推進方策について調査審議を行うとともに、施策群の推進状況を点検し、必要な提言を行う。

#### （国土計画のマネジメントサイクルと評価）

計画の策定、推進及び評価のプロセスを通じた効率的かつ効果的な進行管理（国土計画のマネジメントサイクル）を行うため、地理空間情報を活用して、計画のモニタリングを実施する。また、モニタリングの結果も踏まえて、国土形成計画法第7条の規定に基づき、全国計画に係る政策の評価を適切に実施し、その結果に応じて必要な措置を行

う。さらに、ビッグデータなどの様々なデータを国土政策や計画のモニタリングに活用する手法について検討を進める。

## 第2節 地理空間情報の活用推進

我が国の国土の上には多彩な自然環境や社会環境が広がっている。その中に散在している様々な国土に関する事象をデータ化した情報を、GIS（地理情報システム）を活用して効率的に分析し、見える化を図ることで、陸域のみならず海域にも広がる国土のあらゆる様相を把握することができる。また、これらの情報を整備し活用することにより、国土の効率的な利用、防災、環境保全、国土の保全、人口減少、少子化や高齢化、国民の安全・安心の確保等、我が国が現在抱える様々な社会的課題の解決や地域活性化に資することとなる。

さらに、行政が保有する地理空間情報のオープンデータ化に加えて、プローブデータ等のビッグデータを含む様々なデータの流通環境を整備することで、地域に関するデータの見える化、地域活動の中でのデータづくり等が促進され、行政、住民等の多様な主体の連携や協働による地域課題の解決が図られる。

このように、誰もがいつでもどこでも必要な地理空間情報を使い、高度な分析に基づく的確な情報を入手し行動できる「地理空間情報高度活用社会（G空間社会）」を実現することにより、計画を効果的に推進する。

### （1）地理空間情報の整備

国土の位置や形状を正確に表した地理空間情報は、国土に関する最も基礎的な情報である。このため、市町村等による地籍調査の実施、国による官民境界情報や基盤地図情報などの整備、更新等を推進する。また、防災・減災対策に資する土地分類基本調査等、健全な水循環の維持等に資する水基本調査等を実施するとともに、国勢調査などの基本的な統計情報、土地利用、自然環境、生活インフラ等に関する情報の整備等、様々な地理空間情報の整備、更新等を行う。

### （2）地理空間情報の流通促進

社会全体での地理空間情報の活用の裾野を広げ、様々な課題解決に役立てる観点から、国及び地方公共団体は、様々な主体が整備する地理空間情報の社会全体における共有及び相互利用を図るため、行政が保有する地理空間情報のオープンデータ化、流通基盤の整備等、情報の流通を促進する。

### **(3) 地理空間情報の活用推進**

国及び地方公共団体は、防災・減災の観点から、GISを利用した各種情報を一元的に集約するシステムの整備、活用等を図る。また、地域活性化の観点から、ビッグデータやオープンデータも活用した観光動態に関する調査及び分析の実施、地域経済分析の活用、歩行者移動支援サービスの促進等、地理空間情報の活用を推進する。また、地理空間情報を高度に活用できる人材育成を図る。

### **第3節 国土利用計画との連携**

国土の利用の基本方向は、この計画と一体的に策定される国土利用計画（全国計画）によるものとし、国土利用関係諸計画の適切な運用により、総合的かつ計画的な国土の利用を図る。

## 第2章 広域地方計画の策定・推進

### 第1節 広域地方計画の役割

広域地方計画制度は、国、地方公共団体及び多様な民間主体が相互に連携し、都府県を超える広域ブロックごとにその特色に応じた施策展開を図り、自立的に発展する圏域の形成を目指すため、地域の実情に即した地域の将来像等を定める即地的な計画の枠組みとして設けられたものである。

広域地方計画の策定に当たっては、広域地方計画協議会の議を経ることにより、国土交通省及び関係する国の地方支分部局、地方公共団体、地元経済界等が適切な役割分担の下に協働しながらビジョンづくりに取り組むこととなる。このような計画の策定プロセスを通じて、各主体が地域整備を進める上での長期的な方針・目標の共有化が図られるとともに、各広域ブロックでの計画策定過程が相互参照・比較され、新たな工夫や連携が促されるという意義も有している。

### 第2節 広域地方計画の基本的考え方

#### (1) 各広域ブロックの現況と課題

各広域地方計画区域における現況<sup>1</sup>、現行の各広域地方計画の進捗状況や計画策定以降の主な動向や出来事、各地方ブロックが有する資源等の強み、これらを踏まえた今後の方向性の中で特に重要と考えられるものについて、広域ブロックごとに記載する。

#### ①東北圏

東北圏は、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県及び新潟県の7県の区域からなる。本州の最北部、首都圏と北海道の間に位置し、日本海側で北陸圏と隣接している。圏域面積は広域ブロックの中で最大であるが、人口密度は最小である。

圏域人口は約1,135万人。人口減少が進行している。

域内総生産は約38兆円で全国の約1割であり、高速交通ネットワークの整備とあいまって、自動車産業の生産拠点などのサプライチェーンの整備等も進められている。

東日本大震災では甚大な被害を受けたが、被災地の復興とあわせて、災害に強い地域づくりの先進モデル圏域として多様な主体と連携した防災・減災対策も進みつつある。

---

<sup>1</sup> 第3部において、人口については、総務省「人口推計」（平成26年10月1日現在）を基にしたもので、人口当たりのデータに関しては、そのデータ年の10月1日現在の値を基にしたもの。将来人口については、国立社会保障・人口問題研究所の中位推計による。域内総生産については、内閣府「平成23年度県民経済計算」（名目）を基にしたもの。

また、豊かな自然環境や広大な圏土を背景に多くの農林水産資源に恵まれているとともに、独特な風土、伝統文化を活かした観光資源も有している。

北海道新幹線開業を見据え、圏域をまたがる広域的な観光等の連携強化が期待される。

今後は、日本海・太平洋2面活用型国土の形成や格子状骨格道路ネットワーク等の整備により、隣接圏域とも連携して豊かな地域資源を活かした広域観光や産業育成等の対流を促進し、持続可能な圏域となることが求められる。

## ②首都圏

首都圏は、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県及び山梨県の1都7県の区域からなる。東京都に我が国の政治、行政、経済の中核機能が集積しており、2020年には東京オリンピック・パラリンピックの開催を控えている。

圏域人口は約4,364万人。人口は今なお増加しているが出生率は広域ブロックで最も低い。東京圏は高齢人口が急速に増加しており、介護施設の不足への対応が必要である。

域内総生産は約192兆円で、全国の約4割を占める。

切迫する首都直下地震等大規模災害に備え、隣接圏域とも連携した防災・減災対策が必要である。

東京から伸びる放射状の交通ネットワークに加え、環状ネットワークが概成しつつあり、国際コンテナ戦略港湾や国際空港等の国際交流基盤を有する。リニア中央新幹線によるスーパー・メガリージョンの形成も見据え、さらなる国際的な都市機能の強化が必要である。

今後、次世代産業の育成やICT等によるイノベーションの創出、観光基盤の充実、都市と農山漁村の対流等により、安全・安心を土台とした世界都市としての機能を強化し、我が国の経済を牽引していくことが求められる。

## ③北陸圏

北陸圏は、富山県、石川県、福井県の3つの県の区域からなる。本州日本海側の中央部に位置し、隣接する中部圏、近畿圏に北陸新幹線開業により時間距離の近くなった首都圏を加え、三大都市圏と近接している。

圏域人口は約302万人。女性の労働力率は高く、三世帯同居比率が高いなど子育てに有利な環境を有している。

域内総生産は約12兆円。伝統産業から先端産業まで、機械・繊維産業等の特徴ある工業集積がみられる。

太平洋側の災害リスクの高まりや北陸新幹線の開業を契機に、企業が移転してくる動

きも見られる。

広域観光の取組や炭素繊維複合材を活用した取組等、ブロックをまたがる広域的な対流も進みつつある。

今後、中部圏を始めとした太平洋側や隣接圏域との連携強化、環日本海の交流の拡大等日本海・太平洋2面活用型国土の形成が求められる。

#### ④中部圏

中部圏は、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県の5県の区域からなる。本州太平洋側の中央部に位置し、首都圏、近畿圏の2つの三大都市圏には含まれ、日本海側に北陸圏と隣接している。

圏域人口は約1,714万人。出生率は三大都市圏の中で最も高く、全国平均を上回る。

域内総生産は約70兆円で、自動車産業、航空機産業等の集積により、製造品出荷額等は全国の4分の1を超える。

我が国最大のゼロメートル地帯を有し、切迫する南海トラフ地震等大規模災害に備え隣接圏域とも連携した防災・減災対策が必要である。

また、航空宇宙産業等における産学官連携や昇龍道プロジェクトなど広域観光の取組等の圏域をまたがる広域連携の取組が進められている。

今後、リニア中央新幹線によるスーパー・メガリージョンの形成を見据え、世界最先端のものづくり等、さらなる機能強化が必要である。また、中部圏固有の新たな価値の創造や、北陸圏との連携強化による日本海・太平洋2面活用型国土の形成が求められる。

#### ⑤近畿圏

近畿圏は、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の2府4県の区域からなる。三大都市圏の中では最も西側に位置し、中部圏、北陸圏、中国圏に加え、瀬戸内海をはさんで四国圏と隣接している。

圏域人口は約2,075万人で首都圏に次いで多い。出生率は首都圏に次いで低い。

域内総生産は約78兆円。我が国第二の経済圏であり、伝統文化・ものづくり文化が継承・集積されており、健康・医療分野をはじめ、学術・研究機能が集積している。

国際コンテナ戦略港湾や国際空港等、国際的なゲートウェイ機能の集積があり、アジアを中心に近畿圏への訪日外国人数も増大している。

大都市と自然豊かな農山漁村が近接し、大都市と自然の魅力を日常的に享受できる環境を有する。

都市機能が集積するゼロメートル地帯や地下街を有し、津波や高潮等による浸水対策

や切迫する南海トラフ地震等大規模災害に備え、隣接圏域とも連携した防災・減災対策が必要である。

今後、リニア中央新幹線によるスーパー・メガリージョンの形成を見据え、健康・医療産業等の成長分野や観光分野等について、アジアのゲートウェイ機能を活用し、対流の拡大を図ることが求められる。

## ⑥中国圏

中国圏は、鳥取県、島根県、岡山県、広島県及び山口県の5県の区域からなる。本州の最西部、近畿圏と九州圏の間に位置し、瀬戸内海をはさんで四国圏と隣接する。山地・丘陵地の割合は全国で最も高く、山間部まで居住地域が広く分布し、「里山」や「里海」が多く存在する。

圏域人口は約744万人。小規模集落は全国で最も多い。

域内総生産は約28兆円。従業員一人当たりの製造品出荷額等は全国で最も高く、瀬戸内海側を中心に鉄鋼、石油化学、造船、自動車等の産業集積が見られる。

中山間地において再生可能エネルギーの活用等を通じた循環型地域社会の構築等による対流の動きが起こりつつある。

今後、防災・減災対策の推進、産業集積の競争力強化、広域観光の促進、中山間地域・島しょ部の先進的取組や「小さな拠点」の形成、圏域内外の対流を促進する格子状ネットワーク整備、四国圏との連携等、隣接圏域のバックアップも含めた安全・安心で多様な地域が共生できる圏域を目指すことが求められる。

## ⑦四国圏

四国圏は、徳島県、香川県、愛媛県及び高知県の4県の区域からなる。瀬戸内海をはさんで、近畿圏、中国圏、九州圏と隣接する。急峻な四国山地やその周辺の中山間地域、瀬戸内海を中心に島しょ部、半島等の自然環境を有している。

圏域人口は約388万人。人口減少、高齢化が進行している。

域内総生産は約14兆円。基礎素材産業の集積地となっている。また、中山間地域においてICTを活用した遠隔勤務等の対流の事例が見られる。今後は、切迫する南海トラフ地震等大規模災害に備え、隣接圏域とも連携した防災・減災対策が必要である。

美しい自然風景、お遍路等の独自の歴史・文化等、地域の独自性を国内外に発信し、中国圏との連携等、広域的な対流の促進を図ることが求められる。

## ⑧九州圏

九州圏は、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県の7県の区域からなる。わが国の最西部、地理的にアジアからの玄関口（ゲートウェイ）に位置し、瀬戸内海をはさんで中国圏、四国圏と隣接している。

圏域人口は約1,306万人。出生率は広域ブロックの中で最も高い。

域内総生産は約44兆円。陸、海、空の高速交通ネットワークの効果もあり、自動車産業の国内主力生産拠点や再生可能エネルギー、ロボット等の産業立地が進展しているほか、工業製品や農林水産品のアジア等との貿易額やLCC就航・クルーズ船寄港等による訪日外国人数が著しく増加している。

南海トラフ地震等大規模災害に備え、隣接圏域とも連携した防災・減災対策が必要である。

今後、多層的な圏域構造を確立するとともに、アジアの成長力を引き込む日本の成長センターとなって、日本の経済成長に貢献することを目指し、九州圏と他圏域との交流・連携を促進することが期待される。

## （2）広域ブロック間の連携及び相互調整

各広域ブロックにおける取組に加えて、ブロック相互やブロックの境界にまたがる複数都道府県等の間での連携及び相互調整を進める必要がある。

特に、北陸・中部の両圏域及び中国・四国の両圏域については、交通基盤整備の進展等により日本海から太平洋にわたる地域の一体感が強まりつつあるとともに、国際観光ルートの構築をはじめ、産業や物流、防災、瀬戸内海における国土の保全・管理の一体的推進等の共通の課題を有していることから、引き続き、日本海から太平洋にわたる発展の全体構想等について合同して検討していくことが求められる。また、首都圏のうち北関東3県と隣接する福島県及び新潟県の磐越2県は、これまでもブロックを超える広域連携の取組を通じて、交通基盤整備の進展等を活かした地域の自立的発展を推進している地域であることから、引き続き分科会の活用等により当該地域の特性に応じた発展構想等を描いていくことが求められる。

以上に加え、広域地方計画区域の境界に位置する都道府県では、隣接する広域地方計画区域と密接な関係を有するものがあり、これまで様々な取組が進められてきているところであり、新たな広域地方計画の策定に当たっても、必要な連携及び相互調整を行うことが期待される。

### 第3節 北海道総合開発計画及び沖縄振興基本方針と国土形成計画との連携

北海道及び沖縄県については、それぞれ北海道総合開発計画並びに沖縄振興基本方針及び同基本方針に基づく沖縄振興計画が存在していることから、法律上、広域地方計画の対象外となっているが、以下に示すように独自性の高い圏域を形成していることから、それぞれが広域ブロックに相当するものと考えらるべきであり、これらの圏域についても、地域の実情に即した独自の発想と戦略性を活かした国土形成を進める必要がある。このため、両地域の自立的発展に向けて、北海道総合開発計画及び沖縄振興基本方針と国土形成計画との間で必要な調整が行われ、相互の連携が図られる必要がある。

#### ① 北海道

北海道は広大な面積を擁し、豊かな自然を始めとした多様な国土資源に恵まれ、積雪寒冷な気候、アイヌ文化等、アジアの中でも特徴的な資源・特性を有している。

人口は約540万人で、人口密度は全国最小であり、また、人口減少、高齢化が全国平均より進んでいる。

域内総生産は約18兆円。全国に比べて製造業の構成比が低い一方、農林水産業の構成比は高く、食料自給率は全国で最も高い。また、北海道新幹線開業を見据え、北海道内外で広域的な観光等の連携の動きも見られるほか、地熱、風力、バイオマス等の再生可能エネルギーが豊富に賦存している。

近年、局地化、集中化、激甚化した風水害等の頻発、冬季における異例の降雪が発生し、今後も気候変動による災害の頻発等の懸念がある一方、首都圏等から遠距離にあり、首都直下地震等における同時被災のリスクは小さく、また、北海道の港湾には北極海航路のアジアの玄関口としてのポテンシャルがあるなど、我が国の北の国境地帯に位置することによる地理的特性を備えている。

北海道には、その時々課題、要請にこたえるために、種々の資源の開発が計画的に進められてきたという歴史的経緯があり、上記のとおり、北海道の地域特性をふまえた経済・生活圏の形成、多様な人材の確保と対流の促進、世界に目を向けた農林水産業・食関連産業、観光立国の実現と地域の活性化に寄与する観光の振興等が重要であること等を踏まえ、新たな北海道総合開発計画を策定する必要がある。

#### ② 沖縄県

沖縄県は、東アジアに近接し、亜熱帯・海洋性気候や豊かな自然環境、独自の文化等の地域特性を有する。

人口は約142万人。出生率や若年人口の割合が全国で最も高く、2020年頃まで人口増加

が見込まれている。高齢人口比率は全国に比べて低く、今後も全国に比べ低位で推移すると予想されている。

域内総生産は約4兆円、一人当たり県民所得が全国下位に留まり、失業率も全国平均に比べ高い。

台風常襲地帯にあるとともに、津波等の自然災害を被りやすい条件にある。

平成24年に沖縄振興特別措置法が抜本的改正され、沖縄振興計画の策定主体が国から県に移行している。国が定める沖縄振興基本方針においては、沖縄の優位性を生かした民間主導の自立型経済の発展、我が国及びアジア・太平洋地域の発展に寄与する21世紀の「万国津梁」の形成、潤いのある豊かな住民生活の実現を基本的方向として沖縄振興に取り組むこととしている。これに基づき、平成24年度から33年度を計画期間とする沖縄振興計画が策定されており、アジア・太平洋地域の平和と発展に貢献する先駆的地域の形成、経済情勢を踏まえた自立的発展の基礎条件の整備、我が国の発展に寄与する新生沖縄の創造、自然や文化等のよき沖縄の価値を高めていく再生沖縄に向けた諸施策を推進することとしている。

#### 第4節 広域地方計画策定及び実施に当たって必要な検討事項

本計画が目指す対流促進型国土の実現に向けて、各ブロックがそれぞれに強みを活かして、地域全体の成長力を高め自立していくためには、特色ある地域戦略となる計画を策定することが必要である。このため、広域地方計画は、全国計画を基本としつつ、その内容については、方針及び目標の設定の仕方も含めて、地域の独自性を強く意識したものとすべきである。

広域地方計画の策定及び実施に当たっては、広域地方計画協議会等の枠組みを活用して関係主体間の協働と合意形成を促しつつ、次の各事項についての検討を進めることが重要である。国は、広域地方計画協議会における検討に資するため、計画の策定や点検等に関する情報を提供するなど、必要な支援を行う。

##### ①地域の現状分析に基づく地域特性の把握

まず、各広域ブロックが持つ地理的・経済社会的・文化的条件等における地域特性を明確にした上で、独自性のある地域発展の方向性を描くことが求められる。

具体的には、人口、産業、地域資源の状況、都市の立地状況や都市的サービスの提供状況等、地域の現状に関する客観的なデータの関係主体間の共有及びそれに基づいた分析を行うとともに、それらを通じて把握された地域の強みと弱みを十分に踏まえて、地域発展の方向性を検討する必要がある。

その際、地域づくりの担い手となる多様な主体の参加を求めるとともに、広域地方計画協議会が実施する学識経験を有する者からの意見聴取については、若手経営者、女性起業家や医療福祉関係者など幅広く意見を聴取していくことも重要である。

## ②地域の発展に向けた独自の地域戦略の立案

次に、国、地方公共団体、経済界等、地域の関係主体の協働と合意形成を促進しつつ、各広域ブロックの地域特性を踏まえた独自性のある地域整備の戦略を立案する必要がある。特に対流促進型国土の形成を進めていくに当たり、各地域においては、対流の原動力となる地域に密着した独自の個性、強みを活かし、多様な主体の関与による対流の発生、維持、拡大に向けた具体的な取組方針等を検討する必要がある。その際、全国共通の課題に対しても、全国計画で示された方向性を踏まえるだけでなく、それぞれの広域ブロックが持つ地域特性に応じた独自の対応方針等を即地的かつ具体的に検討すべきである。

また、全国計画の中では必ずしも明確に示されていない、地域特性に由来する地域固有の課題や、関係主体の合意によって重要性が認識されたその他の課題に対しても、積極的に取り組むことが期待される。その際、地方創生に係る支援制度をはじめ、国家戦略特区、地域再生等の制度を活用していくことも考えられる。

## ③独自の地域戦略に基づく重点的・選択的な資源投入

上述の地域戦略の達成に向けて、各広域ブロックにおいて、関係主体の合意と適切な役割分担の下、地域整備のための具体的な各種の事業・プログラムを立案・実施していく必要がある。立案に当たっては、事業・プログラムの広域性、戦略性、総合性及び実効性に留意しつつ、限られた財源、人的資源等を最も有効に活用する観点からの重点的・選択的な資源投入が求められる。その際、地域間・分野間の総合的な調整が十分図られることが重要である。

## ④地域戦略の実効性の確保

新たな計画について、実施過程における実効性を担保するための適切な推進体制及びモニタリング体制を整備することが重要である。

広域地方計画において立案された地域戦略を推進する上で、全国の見地からの新たな対応が必要となった場合は、国において適切に対応していく。

国は、地域が主体となって自立的な取組をしやすくする環境を整備する。